

東久留米市緑地保全計画検討委員会におけるこれまでの検討経過（第1回～第4回）

◆計画の対象地について

| 検討委員会 | 検討経過 | 検討委員会会議録(要約筆記)から抜粋 |
|-------------|---|---|
| 第1回 6/24 | <ul style="list-style-type: none"> 事務局から示した8箇所の候補地に限定せず、委員意見を踏まえ、委員に追加候補地の推薦を依頼する。 | <ul style="list-style-type: none"> 提示された候補地以外の候補地の検討を行うのかについては、他の候補地の検討も含めるのか。 |



| | | |
|---|--|--|
| <p>基礎 レクチャー (現場見学) 7/28</p> | <ul style="list-style-type: none"> 委員からの下記の追加候補地の推薦があった。 <ol style="list-style-type: none"> ①緑地保全地域の指定がない森の広場 ②緑地保全地域と連続している樹林地 ③湧水点周辺の保存樹林（柳窪天神社） ④まとまった斜面林（小山緑地保全地域近傍の樹林地） 上記も踏まえて、本計画の主旨にふさわしい選定基準を再考する。 | <ul style="list-style-type: none"> 森の広場は、現在7箇所あるが、うち3箇所は今回の候補地（8箇所）に含まれている。他4箇所のうち、金山森の広場は金山緑地保全地域、成美森の広場は氷川台緑地保全地域内なので将来的には都が買うが、前沢第二森の広場と柳窪森の広場は面積的に狭いが保全しないと将来的にはなくなる可能性がある。 柳窪天神社にある湧水点周辺の樹林地も保存樹林となっているが、地主から返してほしいと言われれば返さなくてはいけないので、保全した方がよい。 水と緑の拠点の8.金山は巖島神社周辺が候補地となっているが、東側の金山緑地保全地域に隣接している緑地も連続している緑も候補地に含んだ方がいいのではないかと。 小山緑地保全地域の西側、黒目川の北側はまとまった斜面林があるので推薦する。 対象地区(候補地)8箇所を前提にして選定基準を理由づけしただけなので、8箇所以外に委員から意見が出た3箇所も追加して、どこに該当するのか確認した方がよい。 |
|---|--|--|



| | | |
|---------------------|--|--|
| <p>第2回 8/18</p> | <ul style="list-style-type: none"> 下記の3つの条件に該当する10地区（12箇所）で概ね了承。（第1回で示した8箇所から1箇所除外、5箇所追加） <ol style="list-style-type: none"> ①『緑の基本計画』の水と緑の拠点内にあるまとまりのある民有の樹林であって、都市計画公園・緑地、市の樹林地、特別緑地保全地区、都保全地域、市条例の公園により確保された緑地と隣接する樹林 ②『緑の基本計画』の水と緑の拠点内にあるまとまりのある民有の樹林であって、『緑の基本計画』に位置付けのある黒目川上流域親水化事業区域内の樹林 ③『緑の基本計画』の水と緑の拠点内にあり、また、面積の大小に関わらず、既に、市民緑地、森の広場、保存樹林に指定されている民有の樹林 委員意見を踏まえ、下記の条件を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> ①樹林に隣接する農地も対象とする ②区域の境界は道路・河川等とする | <ul style="list-style-type: none"> 「水と緑の17拠点」の中から3つの条件で今回の候補地が選定され、これから微調整があるかと思いますが、今回の10箇所、概ね了承。 まとまった樹林地に隣接する農地については、道路や河川等で区切れるところまでを対象地とする。 |
|---------------------|--|--|

◆緑地保全計画の枠組みについて

| 検討委員会 | 検討経過 | 検討委員会会議録(要約筆記)から抜粋 |
|-------------|---|--|
| 第1回 6/24 | <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の枠組み(含める内容)や定義を示す。 ・買取り(公有地化)だけでなく、相続税や固定資産税が軽減される制度を用いた手法も検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当委員会での検討の枠組みはどこまでか。 ・今のうちにはっきりと緑地保全計画でどこまで何を含めるか、保全計画の定義を決める必要がある。 ・相続税か固定資産税を免除すれば緑地は残る。買入れだけでなく、どうやって優遇して、残していくかを考えた方が安上がりではないか。 ・市民意識の醸成も保全の一環として必要ではないか。 |
| ↓ | | |
| 第2回 8/18 | <ul style="list-style-type: none"> ・本計画は様々な保全の取り組みの中でも、緑地確保に有効な手段に限定する。 ・優先度評価の高いものを「緑確保の総合的な方針」の「確保地」に位置付ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の前段に広範な緑地保全の取り組みの中で緑地確保に有効な手法に絞った内容とする旨の説明をする。 ・「緑確保の総合的な方針」の「確保地」に位置付ける緑地は、今後、順位付けを行い、上位のものを「確保地」とする。 |
| ↓ | | |
| 第3回 10/2 | <ul style="list-style-type: none"> ・地権者の意向を確認し、掲載の了解を得た上で報告書にまとめる。 ・農地も含め、対象地の地権者に意向をヒアリングする。 ・計画の構成として以下の修正・加筆を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ①序章で本計画の趣旨を説明する ②構成は計画の位置づけ、現状と課題、緑地保全計画の順に説明する ③本計画で取り組む課題とそれ以外を明確にする | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回検討委員会後、地権者に本計画の対象地になっていることを説明するとともに意向を確認し、掲載の了解を得た上で報告書にまとめる。 ・農地について、地権者の意向で、売らないというところが出てくると思う。 ・これまでの委員会の中でも緑地保全計画とは何かというのがあったのだから、一つひとつ説明して書かないと、分からない人は入り口で躓く。 ・初めに緑の基本計画に基づいて緑地保全計画を検討ということを書いて、次に現況、4つの課題、その課題を解決するために、次の緑地保全方策の1つ目の課題解決を図るために保全方策を以下のように…と書いた方が全体の流れとして入りやすい。 ・本計画での対応課題以外については、緑の基本計画で取り組むと書いた方が良い。 |
| ↓ | | |
| 第4回 11/6 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回は、「雑木林等」を緑地と定義している。緑の基本計画では「樹林地」に絞った緑地保全だったが、本委員会ではこれを踏まえつつ農地も入れて検討のベースを広げた。 ・社寺林や屋敷林は他の緑地に比べると緑地消失の蓋然性は一般的には低いと考えられるため、限られた財源を用いて効率よく、保全するため、社寺林や屋敷林以外の保全を優先する。 ・社寺林や屋敷林を面積から除外して、面積要件に満たない場合でも対象地区から除外しないものとする。 ・「緑地の保全優先度評価」と補助金交付等を含めた「総合的な緑地保全施策」を示す。 ・地権者との協議等も含めた具体的な公有地化の優先順位等は記載しない。 ・用語解説を作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回は、「雑木林等」を緑地と定義している。緑の基本計画では「農地にはいろいろ縛りがあるので樹林地を確保しよう」との意味から緑地保全とし、本委員会では、この絞り込まれた範囲をやっている。しかし、「買収ありきで、狭いフォーカスでやると全体の背景が見えない」との意見を踏まえ、農地も入れて検討のベースを広げてきた。 ・社寺林や屋敷林は公有地化の対象から除外されているが、社寺林があるというだけで、周りにたくさん民地があるのにばっさり除外してしまうのは如何なものか。 ・補助金交付等を含めた考え方をしないと、個人所有の土地はなかなか残せないと思う。補助金交付や他の方法といったものを何か考えてもらえればと思う。 ・「対象緑地の公有地化優先順位」の表は外し、文章を調整する。 ・用語解説は今後、作成する。 |

◆評価方法・評価項目

| 検討委員会 | 検討経過 | 検討委員会会議録(要約筆記)から抜粋 |
|-------------|---------------------------------|--------------------------|
| 第1回 6/24 | ・概略植生調査(7月実施)の結果も踏まえて評価項目を検討する。 | ・調査結果を見ながら評価項目を確定した方が良い。 |



| | | |
|-------------|--|---|
| 第2回 8/18 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下の委員意見を踏まえて評価項目を再考する。 <ul style="list-style-type: none"> ○開発圧力に対する評価項目を追加する ○景観に対する評価項目を追加する ○市民利用に対する評価項目を追加する ○涵養に対する評価項目は雨水の涵養域とする ○防災拠点の評価項目を削除する ○ボランティア団体に対する評価項目を削除する ・以下の委員意見を踏まえて評価基準を再考する。 <ul style="list-style-type: none"> ○[生息空間の多様性]について、[高木層の樹種の構成]、[樹林の形態]、[草本層の植物の種類]等を評価基準とする | <ul style="list-style-type: none"> ・自然条件だけでなく開発圧力に対する評価を追加した方がリアリティはある。 ・景観に対する評価がないため、追加してほしい。また、復元できないものという意味での評価も必要である。 ・「緑の基本計画」の拠点の将来像に都立公園との連続性が記載されているため、評価を追加してはどうかと考えている。 ・源流域の涵養と湧水域の涵養に分けているが、源流域を含めた湧水地としてまとめる。 ・防災上の拠点の評価については、安全性を高めても、燃えてしまう可能性があることから、延焼防止・遮断帯等としての評価項目は外してよい。 ・ボランティア団体の有無については、今現在、活動があるから今後も持続的に維持が図られるという評価は難しい状況である。 ・生物生息空間としての評価は、地形ではなく高木・草本層の自然度等を基準とした手法がよい。 |
|-------------|--|---|



| | | |
|-------------|---|--|
| 第3回 10/2 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下の委員意見を踏まえて評価方法を再考する。 <ul style="list-style-type: none"> ○評価の仕方は○とblankとする ○項目数で重み付けを行うこととする ・以下の委員意見を踏まえて評価項目を再考する。 <ul style="list-style-type: none"> ○市民に分かりやすい説明文を記載する ○[生物の生息空間の多様性]は全体の40%、[人間の社会的・文化的]は50%、[緑地の脆弱性]を10%として、項目数を調整する ○武蔵野の原風景について、特に「屋敷林」を評した旨を記載する ・以下の委員意見を踏まえて評価基準を再考する。 <ul style="list-style-type: none"> ○水源地を形成する林については、明確な評価基準が示し難いため評価基準を削除する ○開発圧力に対する評価基準を[都市計画上の位置付け]、市民利用に対する評価基準を[都市公園等の連続性]のみとする | <ul style="list-style-type: none"> ・評価の仕方は、○とblankの二者択一とする。 ・項目数で重み付けを行う。 ・評価点の説明文は市民に分かりやすいものが良い。 ・評価結果を見て、みなさんの直観的な感覚に合っているものになると良い。 ・生物の多様性は大事だが、人間の生存的な要素がないと人間の価値が低いのではないかと捉えてしまう気がする。水循環や人間の文化的・社会的な要素を足したものが生物の多様性より評価が大きくなるを考える。 ・生物多様性を維持していく目的の中に人間の生存のためという考え方もある ・「水と緑の拠点」を主としているので、水と緑、それぞれ同じ重み付けがあって良い。 ・本計画は緑地の保全のための計画で、評価の一つとして水辺は必要だが、緑地を保全するために水辺がどう関係するのかを評価しなければいけない。 ・武蔵野の原風景は色々あるが、今回は屋敷林があるかないかで評価したと書いて欲しい。 ・「生息空間の多様性」は全体の40%、「人間の社会的・文化的」は50%、「緑地の脆弱性」を10%として、項目数を調整する。 ・「水源地を形成する林」は、誰が評価するのか、また、それ自体が貴重なのか疑問である。 ・「市民の利用」「緑地の脆弱性」は、評価項目数が2、3あるが、評価は大して変わらないため、「市民の利用」は①都市公園等の連続性、「緑地の脆弱性」は③都市計画上の位置付けとして、項目数は1つずつで良い。 |
|-------------|---|--|



| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>第4回 11/6</p> | <ul style="list-style-type: none">・以下の委員意見を踏まえて評価基準の解説及び評価結果の示し方を再考する。○「評価基準に基づく評価点」の基準がクリアになるように加筆・修正する○「対象緑地の保全優先度評価の結果」に個別の評価理由を記載する○地区内の樹林割合を明確にする | <ul style="list-style-type: none">・「①高木層の樹種の構成」は、樹木が密集しているところが評価されるのか。貴重種があっても樹林部分が少ない範囲は、現在の基準では埋もれてしまう。・「評価基準に基づく評価点」評価基準①～⑩までの評価結果について、どうして○が付くのか、付かないといった簡単な説明を加えれば分かりやすくなる。・「評価基準に基づく評価点」でルールをきちんと書いた方が良い。「保全優先度評価の結果」に但し書きが必要な場合も出てくるが、基本的には「評価基準に基づく評価点」の段階で、基準をクリアにしておく必要がある。 |
|---------------------|---|---|

◆情報公開

| 検討委員会 | 検討経過 | 検討委員会会議録(要約筆記)から抜粋 |
|-------|--|--|
| 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議は個人情報が含まれるため、非公開とする。 ・会議録は公開できる部分のみパブリックコメントで公開する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「緑地保全計画」では個人所有の土地も含めて検討するため、会議は非公開とする。 ・会議録は開催ごとに公開できるところは公開したほうが良い。事前に考え方やプロセスを公開していた方が、最終的にパブリックコメントを行う際に進行がスムーズではないか。 |
| ↓ | | |
| 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議録(要点筆記)は2～3回分をまとめて、市のホームページで公開する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議録(要点筆記)は2～3回分の会議の決定事項、検討事項をまとめる。 ・会議録(要点筆記)の公開は市のホームページ上で行う。 |
| ↓ | | |
| 第4回 | <ul style="list-style-type: none"> ・公開用にまとめた記録を作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議録をバラバラに出すのではなくて、まとめて公開する。 |